

特別養護老人ホームのじぎくの里

指定訪問介護事業運営規程

第1章 総 則

(事業の目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人のじぎく福祉会が開設する、特別養護老人ホームのじぎくの里（以下「事業所」という。）が行う訪問介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の訪問介護員の従事者（以下「訪問介護従業者」という。）は、利用者が要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、身体介護、生活援助等その他の生活全般にわたる援助を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護従業者は、利用者の主体性を尊重し、日常生活動作の機能維持を図り、また、生活の質の向上や余暇活動の援助等にも配慮し、利用者が少しでも快適な生活を過ごせるよう緊急時の対応にも万全を期するものとします。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、居宅支援事業者等、その他の保健医療及び福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業の名称等)

第3条 事業を行う事業所の所在地は、次のとおりとする。

- 1 名 称 特別養護老人ホームのじぎくの里
- 2 所在地 高砂市北浜町西浜773-3

第2章 職員及び職務内容

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名（常勤、兼任）
事業所と訪問介護従事者の管理及び業務の管理を一元的に行ななければならない。
- 2 サービス提供責任者 1名以上（常勤、兼任）
それぞれの利用者に応じて訪問介護計画を作成し、利用者又はその家族に対しその内容等について説明を行うものとする。
サービス担当者会議に出席等により、居宅介護支援事業者等と連携を図ること。

3 訪問介護員（ホームヘルパー） 2.5名以上

利用者の自宅での入浴、排泄、食事等の身体に関する介助及び食事調理、洗濯、掃除、買物等の家事に関する援助を行う。

3章 営業日及び営業時間

（ 営業日及び営業時間 ）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から金曜日までとする。
（ 土・日・祝・年末年始は要相談 ）
- 2 営業時間 午前8時30分から午後5時30分まで（ 要相談 ）
時間外サービスの提供は要相談とします

4章 指定訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額

（ 指定訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額 ）

第6条 事業の内容は次のとおりとする。事業を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準により算定した費用の額から該当訪問介護サービス費の額を控除して得られた額の支払いを受ける。

- (1) 身体介護
 - (2) 生活援助
- 2 次条の通常の実施区域を越えて行う事業に要した交通費は、その実費を徴収する。
なお、交通費は次の額を徴収する。

片道路程	5 km未満	100円
	5 km以上 10 km未満	200円
	以降5 km未満越える毎に	100円

- 3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。

5章 通常の実施区域

（ 通常の実施区域 ）

事業の実施区域は、高砂市全域、姫路市(河川「市川」以東で花田町、御国野町、別所町以南、加古川市（河川「加古川」以西で加古川バイパスで以南

6章 緊急時等における対応方法

（ 緊急時等における対処方法 ）

第7条 訪問介護従業者は利用者に対する指定訪問介護の提供中に、利用者の病状に急変、その他急事態が生じたときは、主治医、市町村、当該利用者の家族に連絡する等の措

置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

第7章 虐待の防止のための措置に関する事項

(虐待防止に関する事項)

第8条 事業所は、虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置
- ② 虐待の防止のための指針の整備
- ③ 虐待の防止のために従業員に対する研修の実施
- ④ 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村へ通報するものとする

第8章 その他運営に関する重要事項

(サービス利用にあたっての留意事項)

第9条 利用者は訪問介護を受ける際に、次の事項について留意するものとする。

1 入浴サービスの利用

- (1) 感染性の疾患をもつ利用者は医師の診断を必要とする。
- (2) 心臓病、高血圧、糖尿病等の疾患をもつ利用者は予め事業所に申し出る。

2 生活援助（食事調理）

- (1) 心臓病、高血圧、糖尿病等の疾患をもつ利用者は予め事業所に申し出る。

(身分を証する書類の携行)

第10条 訪問介護従業者は身分を証する書類を携行し、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示しなければならない。

(衛生管理等)

第11条 利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を行う。
- 3 感染症対策とし予防マニュアルを作成することとする。
- 4 研修会や訓練を実施し、感染対策の資質の向上に努める。
- 5 感染症が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定・研修の実施・訓練（シュミレーション）の実施を行います。

(秘密保持)

第 12 条

- 1 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。
- 2 訪問介護従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を、正当な理由なく洩らしてはならない。
- 3 事業所は当該事業所の訪問介護従業者であった者が、訪問介護従業者でなくなった後においても、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を洩らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情処理)

第 13 条

- 1 事業所は、提供した事業に係る利用者からの苦情に対し迅速かつ適切に対応するために、相談窓口等を設置し、苦情の内容を配慮して必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、苦情の内容等については記録保管する。
- 3 事業所は、市町村及び国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は、当該指導者又は助言に従って必要な改善をする。
- 4 事業所は市町村及び国民健康保険団体連合会から求めがあった場合は、前項の改善の内容を報告する。

(事故発生時の対応)

第 14 条 利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合は、速やかに保険者、利用者の家族に連絡を行うとともに必要な措置を講ずる。

- 2 利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(掲示)

第 15 条 事業を行う事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護等の勤務の体制その他の利用者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。

(勤務体制の確保等)

第 16 条 利用者の適切な事業を提供出来るよう、職員の職務の体制を定める。

- 2 当該事業の職員によって事業を提供する。但し、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りではない。

3 職員に対し、その資質向上のための研修の機会を確保する。

(介護サービスの利用中止、変更、追加)

第17条

- 1 契約者の都合による居宅介護計画書（ケアプラン）の変更は可。
- 2 利用中止の場合は、利用日の前日までに事業所へ必ず連絡すること。利用中止の連絡がない場合は、取消料を徴収する。

第18条 （暴力団等の影響の排除）

事業所はその運営について、暴力団等の支配を受けてはならない。

第9章 会計の区分及び記録の整備

(会計の区分)

第19条 事業所は、当該事業の事業会計と、その他の事業会計と区分する。

(記録の整備)

第20条 事業所は、職員、事業及び会計に関する諸記録を整備する。

- 2 事業所は、利用者に対する事業の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

(法令との関係)

第21条 この規程に定めのないことについては、厚生労働省令並びに介護保険法の法令に定めるところによる。

(附則)

この規程は、平成15年 9月15日より施行する。

改正 平成15年10月20日より施行する。

改正 平成17年 3月 1日より施行する。

改正 平成18年 8月29日より施行する。

改正 平成27年 7月 1日より施行する。

改正 平成27年 8月 1日より施行する。

改正 平成30年 4月 1日 より施行する。

改正 令和6年 2月 1日 より施行する